

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター  
2023.9.10発行〈通巻第547号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : <https://koshc.jp/>



関西労働者安全センター50周年集会のご案内	2
50周年企画インタビュー	
被災者は語る 第2回 泉まり子さん	3
死ぬまで元気です vol.62 右田孝雄	10
辺野古からの通信① 宮崎史朗(全港湾建設支部)	12
韓国からのニュース	14
前線から	17
ヤマンさんの受難／愛知	

# 「関西労働者安全センター50周年集会」のご案内

1973年9月22日、京都大学で開かれた「安全センターをめざす、反公害・労災・職業病闘争討論集会」にて、「関西労働者安全センター」の設立が確認されました（機関誌「関西労災職業病」創刊号）。「関西労働者安全センター」は、京都、大阪、兵庫など関西の広い地域の活動家が集まり、労災職業病闘争・補償獲得闘争に限ることなく、広く社会問題に取り組み、個人の闘いから広く公害問題や労働環境問題と捉えて、運動を推し進めていく拠点として、期待と希望を持って設立されました。

それから50年の月日が経ち、設立当初を知る人も少なくなり、様々な変化を経た「関西労働者安全センター」ですが、おかげさまで、労災職業病運動の拠点として、これまで活動を続けてきました。

長くも短かった50年を振り返り、またこの先50年をめざして、労働安全衛生の課題を議論するための集会を開催いたします。

日頃からご支援・ご協力いただいております役員・会員、ご協力者のみなさまに、ぜひご参加いただきたいと思っております。

なお、翌日に全国労働安全衛生センター連絡会議の第34回総会を開催いたしますので、そちらもご参加ください。

## 1. 関西労働者安全センター50周年集会

日程： 2023年11月18日（土）9時30分より（お昼休憩を挟んで）17時まで

テーマ毎のパネルディスカッションなどを予定

- テーマ：
- ① 個人事業者などの労働安全衛生対策
  - ② 地方公務員災害補償制度の諸問題
  - ③ メンタルヘルス対策

## 2. 50周年記念レセプション

日程： 2023年11月18日（土）18時より20時ごろまで

## 3. 第34回全国労働安全衛生センター連絡会議総会

日程： 2023年11月19日（日）9時より12時まで

◆開催場所： JAM西日本会館6Fホール

（〒550-0001 大阪市西区土佐堀1-6-3 <https://goo.gl/maps/zHfvWZPmfyKuCLVp6>）

◆参加費無料

お申込みは関西労働者安全センターまで。18日はお弁当（有料：1000円）を提供します。

お申し込み&問い合わせ先：関西労働者安全センター

E-mail: [info@koshc.jp](mailto:info@koshc.jp) <https://koshc.jp/> Tel: 06-6476-8220 Fax: 06-6476-8229

---

---

# 50周年企画インタビュー

## 被災者は語る 第2回 泉まり子さん

関西労働者安全センター設立以来の50年は労災職業病被災者と共に歩んだ50年といえます。「被災」という予期せぬ「現実」に向き合う人たちのお話を改めて傾聴する本企画の第2回は、泉まり子さん（82歳）です。長年、ダクト工をしていた夫の賢治さんは、仕事中アスベストにばく露し、アスベスト特有のがんである胸膜中皮腫で亡くなりました。まり子さんは建設アスベスト訴訟大阪2陣に参加しています。



### 恩人

—中皮腫で亡くなられた夫の賢治さんとは同学年ですね

私と結婚するまでは自由奔放でしたけど、結婚してからは一生懸命働きはりました。学年はいっしょ、夫は早生まれで私の4ヶ月あとです。

彼はずいぶんはやくに母を亡くして、兄と父の男所帯の中で生活をしてきました。

高校の頃にちょっとぐれて学校も行かん

ようになりはって、それで一回補導されて警察のお世話に。みんなで悪さして、兄が大学授業中に抜け出してもらいうけにいきはった。

それからは、ほんと一生懸命働きはった。

—ご結婚されたのはどのような？

そのときはまだ夫はタクシー運転手。40歳で亡くなった私の実母の葬儀が京都であったときに会ったのが縁です。

—結婚後しばらくしてからダクトの仕事をされるようになったんですね？

きちんと職をもたなければならぬと考えた夫は、大手空調メーカーに勤めていた、

絶対に頭の上がらない兄の紹介でT製作所に就職してダクトの仕事をするようになりました。

そのあと、同じような年齢の若い人たちがばかりでやっていたD工業に、独立を前提として移って修行したのち、土井松さんが貸してくれた吹東町の30坪の土地を自分らで整地し、コンクリートを打ち、鉄骨で工場を建てました。吹東町なので「スイトウ工業」。お金がなかったから私達夫婦と仕事仲間の方々の助けで建てました。

土井松さんが土地を手放すことになり移転しなければならなくなったときは、土井松さんが吹田市と代替地を交渉してくれてJRアサヒビールにはさまれた工場としては好条件の南吹田に移りました。

## スイトウ工業

—賢治さんは仕事が好きだったんですね

まさか、仕事でいのちとられるなんて、なんやったんやろ、と思います。

驚くのは、そういう系統の大学に行ったこともないのに、すごい図面を書いていたことです。製図板が2台あって、図面を細かく手書きで書いていました。ター君（隆夫：長男）がそれを見て「国宝級やな」と言ったこともありました。夫にはわたしにないものがありました。記憶力がよかったですし、仕事に対しては本当にすごかった。

図面は工場に全部置いていたけど、工場を手放すときにすべて処分したことをいまでも後悔しています。

—スイトウ工業では賢治さんを支えて、いっしょに仕事をされました

私は息子が10歳になってから仕事にりましたが、スイトウ工業が忙しくなるとずっといっしょに仕事をしました。すべての伝票処理、事務仕事。多くの下請け職人をかかえて、結構大きな仕事をしました。京都の住友や滋賀のダイハツなど。私自身も現場に行きました。天井が張られたところでは、職人が仕事をしやすいように図面をみながら天井の下に必要な材料を並べてく。夫は現場での手間を最小限にするために工場で、運搬するトラックの荷台の長さぎりぎりまでダクトをつないでから持って行く。できるだけ工場で仕上げしてから行くんです。

「私こんな現場でしごとしたんよ」という軽い感じで仕事の話や育ての母にも話していました。

母はそれを聞いて「うわ、うちのまり子さんが～?!」と驚きましたが、夫に「うちの子は、手八丁口八丁でなんでもできるえ」言うのが口癖でした。

一度、現場で天井を踏み抜いて落ちたことがあります。脚立に乗って材料を開口部から天井にいれて、天井裏のケタをもって体を持ち上げて上がったときに天井板に乗ったものだから、下においてあった保温材の上に、ぼそっと落ちた。

そうしたら夫が「なにしてんねん！せっかく大工さんが板はったのに！」「その一枚をまた大工さんに来て張ってもらわなあかんやないか」と。

わたしやったら「大丈夫ー?!」で聞く

でしょ、そやのに、それですから。

そのことを私、夫にずっと言っていましたので、夫は「それ、一生言うんやろね」言うてました。

そんな感じで、自営業だから、なにからなにまで（夫といっしょで）、どこからどこまでが仕事かわからなくなって、徐々に友達とも縁遠くなって行って、好きな映画も美術館もファッションショーも夫がついてきてくれるようになりました。ロイヤルホテルのファッションショーにもつきあってくれるようになって。だんだん、友達も必要なくなっていました。

### いつでもいっしょ

ーファッションショーに賢治さんがついてきてくれるんですか

そうですよ。

私自身が、1回、ロイヤルホテルのファッションショーで歩いたことがあります。洋裁が好きで内職をしていました。息子や知り合いやその子供の服をつくって、小遣い稼ぎ。女の子の仮縫いを息子でしたとき、息子にいやだと泣かれたこともありました。

そうしてたら、アパレルをしていた友達のおねえさんが私のつくった服をみて、それぜったいええわ、ファッションショーに出して、いうことで、結局、私が着てショーに出て歩くことになりました。

映画は夫も好きで、好みはちがいましたが、私はハリウッド映画が好き。ラブストーリーが一番。なかでも「ローマの休日」は

20回以上観てる。いまでも、テレビの番組表に出ていると観ます。

そんなふうで夫といつでもいっしょ。山登りとゴルフはつきあわなかったけど、テニスとスキーはずっといっしょでした。

夫は学生時代からスキーが好きでした。兄が関西大学のスキークラブでその兄につれて行ってもらって、スイスやカナダにも行ったことがあります。

### 丸物百貨店

ーイトウ工業での仕事はまり子さんにとっては楽しかったですか？

仕事ということでは、息子が10歳になってから勤めた、京都駅前にあった丸物百貨店の方がおもしろかった。

インテリア部門のパートでしたが、好き



やったし、けっこう知識もありました。服飾インテリア、クッション、カーテン、ソファー。客にアドバイスして販売して、個人の売り上げは全部グラフにでます。パートでも研修は丸物が全部してました。

でもあのころスイトウ工業は、仕事はものすごいあるのに職人さんが来ない。それで、近くの関西大学にアルバイトの募集を出しに行くんです。

当時、アルバイト募集誌はあったけど、それではどこの子かわからん、確かな子がほしい、夫は大学に頼みに行く方が信用できるというので、私がいつも関大にお願いにあがるんですが、関大側の条件は厳しいのよ、残業はさせないでください、とか、車に乗せないで下さいとか、大学に頼みに行く方がしんどいねん。

でもね、来てくれるのよ、関大生が。

中には、4回生まで来てくれて、いまだに年賀状をくれている方がいます。

## ター君と関大生

—完全に戦力ですね

そうだよ～。

Uくんはお父さんを早くに亡くされて、妹さんとお母さんと三人家族。賃金の点から、残業もさせてほしいということもあったし、忙しいときは友達を連れてきてくれました。

Uくんの言うのには、うちは条件がいいと。お昼はみんなを食堂に連れて行き、晩ご飯や夜食もだしてました。冬はスキーにも連れていったりもしました。

三人いて、ひとりでは全日空に入ったので、航空券を頼んだこともありました。

その子達はテニスの同好会だったので、あるとき、息子が夏休みにテニス同好会の沖縄合宿に連れていってもらうことになって、それを陸上部の先生に許可をもらおうとして「大学生につれて行ってもらう」と正直に書いて出したら不許可になって息子が悔し涙にくれたこともありました。

夫は「そんなもん正直に書かんかてええがな」と言いましたけど後の祭り。忘れられない思い出です。息子は兄弟がいないので（学生さんが）遊んでくれるのがうれしくてね…。

—息子さん、若くして亡くされています

ター君は学生時代にバイクで北海道旅行したことがあって、旅先からはがきで「生きてるよ」を書いてきてました。

亡くなった後、息子が北海道で旅をしたところを、夫と二人でレンタカーを借りて、何年もかけてまわりました。お世話になった民宿なんかのことも、あの子の手帳に書いてあったので御礼にいきました。

## 労災認定、て…なんなん？

—賢治さんが中皮腫と診断されたのは胸水がみつかった2009年、そして労災申請を…

なんなのか、わからないなあ、とっていつかインターネットで調べたら、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が出てきて電話をしたら市民病院に来てくれました。

労災のことは考えてもいなかったけど、労災に届けましょう、と。

茨木労基署に行ったり、来たりして、ひとりでやりました。

このまえ、労災がなかなかおきない、という方の話を聞きましたけど、それをきいたとき、私の場合はわりと苦労せずに（労災が）おきたじゃないですか。

せやけどそれって、確実にみとめられたわけやんか、病気を。（アスベストの中皮腫だと）

それって、喜べない、ものすごく複雑な気持ちになりました。

「うそや〜ん」て。

認定されたということは、確実にアスベスト被害者やん、アスベストばく露してるやん、ひょっとして、（中皮腫じゃなくて）肺がんやったら、肺がんでも死ということまでわかったですけど。なんともいえん気持ちでした。

中皮腫は左側、向かって右側、肺が真っ白でした。

夫は成人病センターのH先生にセカンドオピニオンを受けたい、と主治医のY先生に言い、H先生に受診したけど、H先生には「Y君がみているならいっしょです」言われ、そのときもう、いろんな本や資料を読んで、「ばくはもう復帰できない」と。

闘病中、最後に工事で入り新装開店した阪急百貨店を、夫が絶対見に行きたいというので、酸素ボンベをころがしながら行きました。

でも夫は1階から8階までのぼってコーンバンの喫茶店の中で「まりこ、おれはこ

こで待っているから」というので、「あーこのダクト、パパしたんや〜」と眺めながら私だけで店内をまわりました。

最後のころ、家に帰る、ということになり、近くにSペインクリニックがあるというのでそこを受診し、医師を含めて4人のチームでみてくれました。移動バス式のお風呂をもってきていただいて入れてもらうと夫はとってもいい顔をしていました。

夫が亡くなったとき、私は苦しみや悲しみでいっぱいになって、一過性の記憶喪失になって、私もSペインクリニックにお世話になりましたが、亡くなった日から3日間の記憶が今もありません。

予算が足らなくなると、職人を使わないで、自分たちでしょっちゅうやっていたから、私もどうなるんだろうと、いつときはびくびくしたけど、この年になったら、どのみち死ぬわと思うようにはなりました。

## 朝、新聞全部、声出して読む

ーブログをされています

最初にパソコンを買ったとき、20年くらい前、中川ムセンに夫をひっぱって行き買いましたが、どうしていいかわからない。なんとかしなきゃと思っていたら、テレビに吹田の青少年センターでパソコン教室をしているのが映ったのですぐ車で行きました。パソコンはそこからです。

その先生が当時30歳くらいで、いまもその先生です。弁護士とZoomで苦もなく打ち合わせできるのはそのおかげです。

ブログはパソコン教室の宿題でもありません。

◆工房伊まり奮闘記！

<https://blog.goo.ne.jp/imariko70>

「2023”5 国会議事堂院内集會に参加して

♥！ 2023-05-13」|

<https://blog.goo.ne.jp/imariko70/e/7d5dfa6e689aa3c5aa6fe3b2e93afdff>

夫が生きている頃から10年以上続けています。いっしょに習いに行っていました。

吹田市福祉協議会の役員、地元のコミュニティセンターの喫茶室ボランティアとかいろいろ、ずっとやっています。趣味の陶芸は夫の生前からずっとしています。

ー長生きしないと、ですね

自営業の私たちは国民年金、とても少ないので、国民年金基金ができたとき（1991年）は一番に飛びつきました。払うのがしんどくなってきても額を下げながらつづきました。

そんなおかげもあり今がありますけど、こうしてられるのは、あんなに苦労したパパのおかげや、結局、いのちはったお金やなあ、となるんです、そのたびに。するとね、結局、贅沢できひんわけやんか、なんか、しみったれた、みみっちい、自分の生活になっていっているわけです。

最後やし、もう少し、豊かに、ゆったりと生活できるやん、と思っても、仏壇の前で、これはパパが汗水垂らしたものやなあと思ったらそうはいかへんです。

朝一番に新聞を声を上げて、全部読むこ

【略歴】（敬称略）

1940年11月 京都で生まれる。

1941年3月 夫・泉賢治、大阪で生まれる。

1964年3月 結婚、現在まで吹田に住む。

1965年6月 長男・隆夫、生まれる。

1969年 賢治、ダクト工の仕事は始める。

1974年6月 独立し、「スイトウ工業」創業（吹田市吹東町）

1977年頃から まり子、スイトウ工業で賢治と共に働きは始める。

1990年 隆夫、死去（享年25歳）。

2006年 賢治、近医で風邪症状にて慢性気管支炎と診断。

2007年 近くの病院で同様の症状で通院も改善せず、吹田市民病院で自然気胸と診断、手術。以後、息切れ、背部痛。

2009年4月 胸水みづかり、吹田市民病院入院。生検にて中皮腫と診断、以後、抗がん剤治療、入退院。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会に相談し、アスベスト、労災についてアドバイスを受ける。同会に参加（関西支部）。

2010年夏頃より 訪問看護。

9月7日 茨木労基署労災認定

10月7日 吹田市民病院へ救急搬送。

10月14日 淀川キリスト病院（緩和ケア）に転院。

10月16日 賢治死去（享年69歳）

2019年 建設アスベスト訴訟大阪2陣に遺族原告として参加、国・建材メーカーを相手に提訴（最高裁判決後、国とは和解）。

2023年6月30日 大阪地裁判決、建材メーカーに勝訴。ダクト工だった賢治さんについては、天井裏の鉄骨に吹き付けられた吹付ロックウールメーカー2社の賠償責任を認定。原告、被告とも大阪高裁に控訴。

現在 82歳



とにしています。

この秋で83歳です。

#### 【事務局記】

泉まり子さんは中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西支部の古参会員で5月の東京・国会要請行動にも二日間参加された。先日、救急車で運ばれたと聞かされると

でも心配しましたが明るく元気なまり子さんは健在です。マスクをとりませんかと誘いましたが、おしゃれなマスクの写真姿となったのは残念でした。ありがとうございました。そして、これからもよろしく願います。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

## もはやこれまで

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる  
「中皮腫」患者の闘病の記録

## もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？ 死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。  
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

#### 【お問い合わせ】

関西労働者安全センター  
TEL:06-6476-8220  
FAX:06-6476-8229  
mail: info@koshc.jp

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 死ぬまで元気です

## Vol.62 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。お元気ですか？

私は最近では体調も良く、食欲もあります。何故かって？そりゃあ、もうアレですよ。2023年9月14日、18年ぶりに阪神タイガースが優勝いたしました。実は私、この優勝の瞬間を奇跡的に甲子園球場で見せていただきました。

今回の奇跡の始まりは8月のある日、阪神の優勝を見たくてチケットをファンクラブのサイトから検索したんです。そしたら、他の日にちは全てソールドアウトで14日しか残っていなかったので買いました。ただ、アレの日には少し早いかとも思っていたんです。しかも、9月になって調べたら、残り全試合勝たないと14日にアレは見る事ができないとわかったので、その時点で半ば甲子園でアレを見ることは諦めていたんです。



皆さんは、奇跡って信じますか？

私は中皮腫に罹患してから、ことあるごとに言っていたのが「阪神が優勝するまで死なない」でした。

それが9月に入って負けなしの連勝街道で、13日にはマジック1として、とうとう14日を迎えたんです。もうこれだけで私は奇跡だと思いました。

阪神のアレを夢見て、私は甲子園球場に向かいました。中盤まで投手戦で、息詰まる展開に私だけではなく、周りのお客さんもハラハラドキドキしているのが伝わってきました。そして、3点の先制点。勝負あったかに見えましたが、対戦相手の巨人もホームラン攻勢で最後まで食らいつかれて、ハラハラしてしていました。そして、勝利して優勝が決まった瞬間、私は見ず知らずの周りのファンの方々とメガホンでハイタッチして、優勝の瞬間に酔いしれていました。

開幕する直前に岡田監督は優勝という言葉を書き込んで、アレという言葉に変えました。そのアレを書き込んで現実にはやってしまうとは本当に凄いことだと思いますが、私がおそらく取れなかったチケットが優勝決定のプレミアチケットになるとは、それ以上の奇跡だったと思っています。

中皮腫に罹患して8年目、ここまで生きてることすら自分では奇跡だと思っているのに、甲子園で優勝の瞬間を見れたことは奇跡以外何物でもないと思いました。諦めずに頑張って生きていたら、奇跡が起きることを体現できた一日でした。この日、この瞬間のことは一生忘れることはないと思います。

皆さんは奇跡って信じますか？私は信じました。奇跡が起こることはあるって。ひょっとしたら、こうして中皮腫に罹患してから8年目を迎えるのも奇跡と言えるかもしれませんね。

でも奇跡は黙っていても起こりはしませ

ん。その奇跡を起こすために、行動に移すことも必要と思います。私は18年ぶりのアレを見るために奇跡的にチケットを買いました。皆さんも奇跡を起こすために何かをやってみたりしてますか。

奇跡を信じて何か行動に移すことも必要ですね。

「阪神が優勝するまで死なない」と言っていたのですが、来年も、いや再来年もアレを見たいものです。そのためにもこれからも元気に頑張ります。

(さて、このコラム中に「奇跡」は何回出てきたでしょうか?)

## 中皮腫と ともに生きる

希少・難治性がん患者と家族の  
26の「ものがたり」

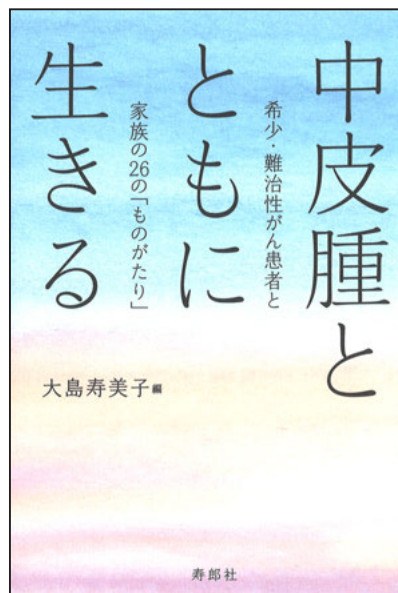
北里学園大学教授

大島寿美子 編

病によってどう生活が変わり、どんな困難に直面するのか？

2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代。本書は5年生存率が一割という希少・難治性のがんになった人々の体験的知識を伝達する本です。

26人の患者・家族の「ものがたり」が、いま、困難に直面している人に《前に進む力》をもたらします。



寿郎社  
四六版 232頁  
本体 2000円+税

# 辺野古からの通信 ①

## 宮崎 史朗 (全港湾建設支部)

辺野古新基地（V字型滑走路）反対闘争が始って10年目を迎えました。キャンプシュワブゲート前の座り込みも3358日（9月15日現在）を迎えました。

長くつづく闘いではありますが、しかし、1995年の少女暴行事件を契機とした県民大会に始る反米軍闘争は、普天間基地撤去合意後の県内たらい回し、名護市民投票、辺野古沖案へのおじい、おばあやカヌーを軸とした阻止闘争、「命を守る会」から辺野古漁港横のテント村（現在、浜のテントと呼んでいます）8年+7090日の闘いとして、現在に続いています。

50年近く前、F工業職員労働組合大阪支部の役員だったころ、関西労働者安全センターの事務局Mさんから、本誌の第三種郵便取得に協力して欲しいとの依頼があり、職場の先輩であるNさんと相談してお手伝いした記憶があります。本誌の第三種郵便認可は1975年10月とありますから、それ以前の話です。以来、双方に長く続くそれぞれの闘いがあるわけで、辺野古の闘いにも長く続く沖縄の闘いが底流に流れていることを意識し理解を深めていくことが必要だろうと思っています。

今、辺野古の闘いは、一つの転機（とは言ってもかなり大きなものですが）を迎えています。ご存知のとおり、9月4日最高裁は、沖縄県知事の変更申請「不承認」を取消した国交相の裁決を支持したばかり



最高裁判決後も連日続いているゲート前の座り込み（9/14）

か、同知事に「変更申請」を承認せよとの「指示」を認める判決をしました。罰金も期限もありませんが、沖縄県知事には判決に従う「義務」があるとされています。知事が ①変更申請を別件で再度不承認する ②判決に従わず承認しない ③判決に従い「承認」する のいずれを採るのか、



99%の土砂が投入されとされる辺野古側埋立地 (9/16)



土砂の陸揚げがつづく大浦湾 遠景に並ぶのが K8 護岸上のダンプカー中央右側 (9/19)

座り込み現場を含め注視しています。

県庁前では連日のように市民団体による、「デニー知事支援」「不承認支持」の集会が開かれています。「オール沖縄会議」も判決翌日、不当判決を糾弾し、知事の承認を支持する集会を持ちました。

最高裁判決は、知事の判断について、担当大臣（国）が裁決をしたら自治体はその裁決に従わなければならないというもので、司法権、地方自治を全く放棄したものとされています。軟弱地盤 90 m の地盤改良工事が本当に安全なものとしてできるのか、その工事過程で、ホープスポットに認定された大浦湾の生物多様性は維持でき

るのかなどなど様々な沖縄県知事の訴えについて、司法はついに何も判断しませんでした。

座り込みに度々見えている東京の U 弁護士は、判決後のメールで、（最高裁判事は）憲法に殉じたか、法に殉じたか、と問うておられました。

最高裁判決に関わらず、辺野古新基地阻止の闘いは沖縄県知事を巻き込んで力強く闘われるという思いを強くしている昨今です。（9月17日記）

（宮崎史朗：全港湾建設支部 辺野古基地反対闘争支援で沖縄滞在中）

# 韓国からの ニュース

## ■アスファルトの輻射熱、自動車の熱気・ヘルメット着用／新しい猛暑労働基準を！

全国的な猛暑が連日続いている3日、ソウル雇用労働庁の前で配達労働者で構成された民主労総公共運輸労組ライダーユニオンの組合員たちが、配達労働者に対する革新的な猛暑対策を要求した。

ライダーたちは「現在の雇用労働部の猛暑対策(ガイド)は、以前の製鉄所などで働く人たちのために作られたもので、配達労働者には無用の長物。プラットフォーム従事者に合う制度を導入して欲しい」と主張した。

ライダーユニオンは、△猛暑・豪雨など、気象悪化の状況で生じた「作業中止」を一時的な失業状態と看做し、この時間に通常の収入の70%ほどを失業給付として支給する「気候失業給付」の導入、△気象庁の体感温度ではなく、アスファルトの輻射熱、自動車が噴き出す熱気、ヘルメットなどの安全装具の着用状況など、道路状況を反映した新しい温熱疾患予防基準の作成、△気象庁のデータと配達プラットフォームの連動によって、気象庁の特報発令時の注意メッセージや「猛暑割増」の適用と自動的な作業中止の発動・施行、



△都心の各場所に設置された小規模簡易休憩所の拡大など、革新的な配達労働者対策を要求した。2023年8月3日 ハンギョレ新聞 ユン・ウンシク専任記者

## ■「遅いとシカト」20代の障害者の療養保護士の自死に「労災」

「無視されて。こうするのも腹が立つし。私はどうしてこんなに生まれたのか…。」

自ら命を終わらせるために農薬を飲んだ知的障害者の療養保護士(介護士)のAさんが、2019年5月に集中治療室で妹に「職場内いじめ」を訴えた。彼の年齢は24歳に過ぎなかった。

Aさんは集中治療室に入って3日も経たずに亡くなった。遺族と同僚は、故人が誠実な療養保護士だったと口を揃える。2013年に知的障害3級と診断されたが、数回の挑戦の末に療養保護士の資格を取得した。当時の院長の激励が力になった。2017年1月にはC療養所に入社した。

ところが、院長が変わってからAさんに療養保護士と関係のない仕事をさせ始めた。夜間勤務から除外し、名節や祝日に勤務をさせた。同僚の療養保護士のBがAさんを日常的に苦しめていた状況も把握された。BがAさんの障害を問題視し、同僚の前で無視する発言をした。更に、BがAさんの自転車を勝手に使って、自転車に傷をつけ、タイヤに穴を開けて修理に出さなければならなかった。

入社から2年4ヶ月が過ぎた2019年5月15日に事故が起こった。Aさんは退勤後、夕食を抜いて一人で部屋に入った。午後9時頃、Aさんは農薬を飲んで、直ぐに病院に運ばれたが、5月18日に多発性臓器不全で亡くなった。Aさんの妹は、院長と同僚の療養保護士のBを、強要と名誉毀損などで告訴

した。しかし、検察は同年12月、容疑なし(証拠不十分)で終結した。これとは別に、Aさんの両親は業務上災害として、勤労福祉公団に遺族給付と葬祭料を請求した。

しかし、すべてAさんの「個人的な素因」とされた。業務上疾病判定委員会は「業務的な要因として、自殺を試みるほどの特別な事件は確認されておらず、故人が職場内で受けた業務上のストレスのレベルが、正常な認識能力などを明らかに低下させ、自殺を誘発する程だとは考え難い」と判断した。労災補償保険再審査委員会もやはり「客観的な根拠や医学的な所見が不十分だ」として、再審査請求を棄却した。

しかし、ソウル行政裁判所は先月25日に遺族に軍配を挙げた。業務上のストレスによってうつ病の症状が悪化し、それによって正常な認識能力が著しく低下し、極端な選択に至ったと判断した。裁判所は「2019年に院長が変わった後から、故人の表情が暗くなり、口数が減るなどの兆候が発生したと見られる。」Aさんが知的障害3級であることも考慮された。本来の業務外の業務を担当することになった時に受けるストレスも一般人より高かったと見た。2023年8月7日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

### ■安城商店街新築工事現場の崩壊で移住労働者二人が死亡

9日午前11時49分頃、京畿道安城市の商業ビルの新築工事現場で崩壊事故が発生した。地下2階、地上9階の商店街で、9階の床面のコンクリートを打設中に、床が8階に崩れ落ちたものと確認された。

この事故で労働者2人が生き埋めになり、心停止状態で救助されて病院に移送されたが、結局亡くなった。2人はいずれも20代



と30代のベトナム国籍の男性であることが確認された。ほかにも4人が負傷し、臨時救急医療所で治療を受けている。2023年8月9日 民衆の声 チェ・ジヒョン記者

### ■「1日7.5時間勤務も過労に」、脳出血労働者に労災認定

ソウル行政裁判所は23日、Aさん(60)が勤労福祉公団に提起した療養不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を下した。

Aさんは2014年10月10日から6年ほど、ソウル江西区のマクドナルド塩倉DT店の厨房でハンバーガーの調理業務を行った。労働時間は休憩時間30分を除いて、午後3時から夜11時までの1日7.5時間(週5日)だった。

Aさんは2020年2月に新しく赴任してきたマネージャーと勤務時間の変更問題で揉め、他の20-30代の同僚の労働者とも折り合いが悪かった。このため、同年10月24日に店長に退職を申し出た。Aさんは店長の説得で11月2日から再び勤務を始めたが、復職から5日後の11月7日に、午前1時まで夜間勤務をしろというマネージャーの指示を受けて出勤し、仕事中にトイレで意識を

失った。脳出血と診断されたAさんは手術を受け、未だ稼働に制限がある状態だ。

Aさんは業務と脳出血の間に因果関係があるとして労災を申請したが、勤労福祉公団はこれを受け容れなかった。

一審の裁判所の判断は違った。裁判所は「過度なストレス、急激な業務環境の変化、温度の変化に露された業務、夜間勤務など、業務上の要因で脳出血が自然的な経過よりも早く、重く発生したと見るのが妥当だ」とした。

裁判所は脳心血管系疾病認定基準を機械的に適用しなかった。「Aさんが発病当時56歳の女性だった点を考慮すれば、週5日を夜11時まで働き、睡眠時間の不足などで相当な精神的・肉体的な疲労を感じたものと見られる」とした。また「Aさんが脳出血を起こすほどの職務ストレスにばく露されていなかった」という大韓医師協会の鑑定結果にも依拠しなかった。

裁判所は「普通の平均人ではなく、Aさんの個別的な状況を基準に見れば、Aさんは脳出血当時、相当な職務ストレスを受けていたと評価するのが妥当だ」とした。2023年8月28日 京郷新聞 キム・ジファン記者

### ■ 13年勤務し「稀少がん」に、裁判所は「労災」

ソウル行政裁判所はソウル交通公社の職員Aさん(48)が勤労福祉公団に起こした療養不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行った。公団は不服として控訴した。

Aさんは2002年12月、ソウル交通公社に入社し、機械設備の維持管理と補修業務を行っていたが、2016年1月に「びまん性大細胞型B細胞リンパ腫(DLBCL)」と診断された。稀少がんの診断を受けたAさんは、公団に療養手当を申請したが承認されなかった。公団は「約13年間、地下鉄で機械設備のメ

ンテナンス業務をしながら、ラドンと極低周波電磁場にばく露されたと推定され、夜間交代勤務を行った事実が確認される」としながら、「科学的な連関性があったとは言い難い」と判断した。

Aさんは雇用労働部の労災補償保険再審査委員会の再審査請求も棄却されると、2020年9月に訴訟を起こした。

裁判所は公団の判定を覆してAさんに軍配を挙げた。リンパ腫と有害要因との医学的な因果関係が十分に立証されていなくても、相当な因果関係を簡単に否定すべきではないと判断した。裁判所は「労災保険は産業安全保健上の危険を、公的な保険によって産業と社会全体がこれを分担しようとする目的を持っている。」「勤労者の安全と健康のための最小限の社会的なセイフティーネットを提供することによって、安定的に産業の発展と経済成長に寄与するという制度の趣旨が、判断において十分に考慮されるべきだ」と説明した。

裁判所は特に、Aさんが磁場やラドンなどの有害物質に数年間はばく露したと見た。「たとえラドン・磁場などが制限的な証拠しかない発がん物質だとして提示されていても、Aさんが長期間、様々な有害因子に複合的にばく露され、昼・夜間交代勤務をするなど、作業環境の有害要素も複合的に作用し、疾病発生の危険が大きくなり得た」と判示した。裁判所の鑑定医が、磁場ばく露と夜間勤務環境の作業が傷病を誘発または促進した可能性が高いと提示した所見も、労災の判断を後押しした。裁判所は「Aさんの喫煙歴、非ホジキンリンパ腫の特性など、公団が主張する事情を考慮しても、裁判所の鑑定医の医学的な所見を排斥することは難しい」とした。2023年8月30日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者 (翻訳：中村猛)



# 前線から

## ヤマンさんの受難

愛知

ヤマンさんは2019年3月に外国人技能実習生として来日し、残業が少ないことを理由に2021年2月に事業所から逃亡して不法就労を続けていた。不法就労はヤマンさんにとってハイリスクの選択だったにもかかわらず、まったく利益がないと言ってよいほどハズレの毎日だった。

帰国も視野に入れていた2023年1月、正式な在留資格で働いている友人に、あるブローカーを紹介してもらおう。雇用契約書はブローカー宅に置きっぱなしになっていて手元がないが、就労開始時には時給1100円、2か月目は1130円、3か月目に1150円、4か月以降は1180円となると説明を受けた。

ヤマンさんはブローカー宅の一部屋を借り、歩いて約2分にある工場に派遣されることになった。会社名は覚えていない。覚えてい

るのは外国人労働者が多い事業所で、何人かのブラジル人と、ベトナムから来た多くの外国人技能実習生、さらに多くの不法就労者が混在していたということ。同国出身の不法就労者はヤマンさんのほかにすでに4名が働いており、すべて同じブローカーから派遣されていた。ヤマンさんの仕事は、派遣先のこの工場では木材に釘を打ったり、パレットを積む作業だった。

今回は順調に金を稼げるのではないかとヤマンさんも安心したが、働き始めて3日後にボール盤に手を巻き込まれて負傷する。この日、ボール盤系のブラジル人従業員が、前日に職長と喧嘩したことが原因で出社しなかった。このため、派遣先の社長からボール盤作業を命じられたのである。午前中は問題なく作業を行っていたが、昼食後の午後1時頃、作業を再開し

てもなく事故に遭う。軍手を着用したままボール盤作業をしていたため、手袋の布地が巻き込まれ、ドリルの回転に合わせて右手が引っ張られてしまったのである。

重傷を負って血まみれになったヤマンさんを救助したのは、同じく不法就労中の同僚たちであった。しかし、負傷した指は落ちかけて血が止まらないものだから、このまま放っておくわけにはいかない。不法就労仲間に付き添われてヤマンさんはブローカーの家に向かった。

ブローカーもさすがに慌てて、すぐに大病院に搬送した。そこで手術を受け、2週間程度の入院加療が必要と診断されたが、入院5日目に病院から保険について尋ねられたヤマンさんはパニックに陥った。在留カードは偽造しているが、健康保険証の偽造まではしていない。また、仮に保険証を持っていたとしても、自己負担分すら負担できない身の上である。ブローカーに相談したところ、「明日の10時、帽子とマスクを着けて病院の玄関まで来

い」と指示を受け、言われるがままブローカーの手引きで病院を脱走する羽目になった。その日のうちに警察がブローカー宅を訪ねてきたが、ヤマンさんは保護を求めるところかかえって隠れてしまう。当時のことを振り返り、自分でも何をやっているのかわからなかった、とは、現在のヤマンさんの言である。

病院にもいかず、治療も受けず、しばらくするとヤマンさんの負傷部位は悪臭を放ち、色も黒ずんできた。「どうしよう」と、ここに至ってブローカー宅から逃げ出し、相談に来たことから事故が明らかになった。負傷したヤマンさんの指は切断の一手手前だったが、なんとか形は保つことがで

きる状態である。しかし、一安心したのちに気になってくるものは療養費である。今後も治療は継続する必要があるし、後遺障害も残るに違いない。労災保険を用いて療養を継続すべきだが、はたして事業主証明を得られるだろうか。調べてみると事業所は法人格もある人材派遣会社で、不法就労者だけを専門に取り扱っているわけではない。しかしヤマンさんは働いて3日目、まだ一度も賃金も受け取っておらず、給与明細はない。雇用契約書も先に述べたようにブローカー宅に置きっぱなしである。事業主証明を受けようとしても「そんな奴は知らん」と突っ撥ねかねられない。となると頼れるものは不

法就労仲間の証言であるが、これも過大な期待はできない。下手に協力して行政機関に赴いて、捕まってしまうとは元も子もないからである。たまたまヤマンさんの救護をした二名の同僚が、自分たちが証言する、と言ってくれたので、陳述書を作成して監督署に提出することができたが、さすがに出頭までは付き合ってもらえないだろう。当のヤマンさんは療養終了後に障害補償給付請求を行って帰国、業務上外の決定を一日千秋の思いで待つばかりである。



## 全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>



YouTube JP

検索



# 8月の新聞記事から

**8/2** 海上自衛隊で海将補の3人が5～7月、パワハラで処分を受けた。部下に対して「お前はバカか」といった暴言を繰り返したとして、防衛省は6月、50代の男性海将補を停職3日の懲戒処分。男性海将補2人は、大声を出したり机に資料をたたき付けたりしたとして減給1カ月、「無能なんですか」「あなたが機能しているとは思えない」などと発言し停職2カ月の処分を受けた。

**8/5** 6月5日に成立した改正旅館業法は、例外として客が理不尽な要求をする「カスタマーハラスメント」を行った場合は、宿泊を断れるようになる。旅館業法第5条は、ホテルや旅館は「原則として宿泊拒否できない」と定めているが、最終的にはカスタマーハラスメントとして「営業者に対し、過剰な負担を強いたり、他の宿泊者へのサービスを阻害する恐れがある要求を繰り返す場合は、宿泊を断ることができる」と定めた。

**8/7** 新人看護師の男性が自殺したのは職場でのパワハラが原因だとして両親が、病院に損害賠償を求め提訴した。釧路赤十字病院に勤めていた新人看護師、村山譲さんは2013年9月、上司から「お前は手術室のお荷物だと言われた」などの遺書を残し自殺した。両親は職場の上司や同僚によるパワーハラスメントが原因で、病院側に対し6900万円あまりの損害賠償を求めた。

**8/8** 東京・渋谷区の副区長が、区の職員約120人が閲覧できるグループチャットで、女性区議を「桑プタ」「国民民主の桑プタは（中略）早めに封じておかないとね!」などと誹謗中傷していた問題で、副区長が退職届を提出した。桑水流区議は、非公表にしていた自宅のマンション名までさらされていた。渋谷区は他の区議に対しても同様の発言がなかったか調査を進めている。

**8/9** いわき市の小学校の50代の男性校長が、男性教諭にパワハラをしたとして、減給3か月の懲戒処分を受けた。校長は、2022年11月から2023年2月にかけて、男性教諭に圧力を感じさせる言動を繰り返して、精神的苦痛を与え、2023年1月には、体調不良で有給休暇を取得し、翌日も早退を願い出た男性教諭に対し、「自身の体調管理の問題だ」と、強く叱責していたという。

気仙沼市内の造船所「みらい造船」でまき網漁船が横転する事故があった。乗組員2人がけがをし、50代男性が背中痛みを訴えたほか、30代男性が油を浴びて病院に搬送された。網漁船は、船底の点検のために海から陸にあげられ、造船所に移動する途中で横転した。現場の作業員は「台座から船の固定が外れた」と話している。横転の影響で、船から海に油が流出した。

**8/17** 神戸市東灘区の「甲南医療センター」で勤務していた男性専攻医（旧後期研修医）の高島農伍さん（26）が昨年5月に自殺し、西宮労働基準監督署（兵庫県）が、長時間労働で精神障害を発症したのが原因だとして、労災認定していた。男性は医師になって3年目で、自殺するまで約3か月間休日がなく、直前の時間外労働は、月207時間に上っている。5月17日の退職後、神戸市の自宅で亡くなったのを訪ねた家族が見つけた。労災認定は今年6月5日付。

新型コロナウイルス感染症への対応が原因でうつ病を発症したとして、介護施設に勤務する60代女性が労災認定された。女性は支援相談事務職として働いていたが、施設内での2021年4月クラスター発生し、介

護職員が不足し、感染した入所者の介護や遺体の移動を急ぎよめられた。5月から事務職に復帰したものの、下旬ごろから食欲不振や不眠といった症状が出て休職。6月にうつ病と診断され、現在も休職している。西宮労働基準監督署は23年5月、労災認定した。

**8/18** 防衛省は、防衛省・自衛隊でのハラスメントに関する「特別防衛監察」の結果を公表した。防衛監察本部が被害の申し出1325件すべてについて聞き取り調査を行った。内訳はパワハラが1115件、セクハラが179件、マタハラなどが56件。1325件のうち850件（64.2%）では相談窓口などを利用していなかった。「ハラスメント防止対策有識者会議」は同日、防止対策の抜本的見直しに関する提言を発表した。

**8/22** 品川労働基準監督署（東京都）は6月、会社と業務委託契約を結んでいるフリーカメラマンの男性を「労働者」と認定した。男性は、昨年7月仕事に向かう途中に遭った交通事故について労災請求しており、労基署は今後、判断する。カメラマンの男性は、東京都内の会社と2020年から半年更新の業務委託契約を結び、同社が受注した広告写真の撮影や画像処理を担っている。労基署は実態を踏まえて男性は労働者にあたると判断し、男性が非加入の労災保険などの保険料を支払うよう会社に通知したという。一方、会社側は労働者性はなかったとして、近く不服の申し立てをする考えを示した。

福島県教委は、本年度の教職員向けのセクハラ・パワハラ被害に関するアンケートの結果を公表した。県立、公立学校の教職員ら約1万6000人を対象にオンラインで実施し、1万3001人が回答した。パワハラが640人（4.92%）で前年度より40人減少、セクハラが180人（1.38%）で前年度より36人減った。県教委は「防止に関する指針の周知が進んで減少したが、ハラスメントは発生している。さらに減少させていく」とした。県教委はハラスメントが発生する一因として教職員の多忙化があるとし、多忙化解消も図っていく。

**8/28** 兵庫県洲本市議会は、市議から職員らに対するハラスメントの防止条例を制定した。同様の条例は県内では初めて。職員から被害申告があった場合、議会は審査会を設け、事実が確認された場合に議員名を公表する。同僚議員への行為も対象になる。

**8/30** 当事者団体「非正規公務員 voices（ボイスズ）」と広島大教員たちによるインターネット調査で、ハラスメントや差別的な扱いを受ける非正規公務員が7割に上った。当「ボイスズ」が4～6月に実施し、531人の回答から中間報告をまとめた。68.9%がハラスメントや差別を受けたと回答。加害者は正規職の上司が63.7%と最多で、上司以外の正規職が23.3%と続いた。不当な扱いの内容は「正規職の仕事を任せられた」49.3%、「仕事に必要な情報を教えてもらえない」40.0%、「『非正規さん』などと呼ばれる」33.0%。「無理やり性行為をされた」との訴えもあった。影響（複数回答）は「退職を考えるようになった」49.0%、「体調不良で職務が遂行できなくなった」31.3%のほか、24.0%が実際に「退職した」と答えた。ボイスズは、当事者を交流サイト（SNS）でつなぐ目的で、広島県内の婦人相談員だった藍野美佳さん（東京）たちが昨秋結成。最終報告は9月以降にまとめる。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259